

国自安第 14 号の 2
令和 7 年 4 月 23 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省 物流・自動車局
安全政策課長
(公印省略)

トラックの法令遵守の徹底について

標記について、別添のとおり関係団体あて通知したので、貴局においても、管内関係事業者に対し周知徹底を図られたい。

国 自 安 第 14 号
令和 7 年 4 月 23 日

貨物軽自動車運送事業適正化協議会 出席者
公益社団法人全日本トラック協会会長
一般社団法人全国霊柩自動車協会会長

殿（単名各通）

国土交通省 物流・自動車局
安全政策課長
（公印省略）

トラックの法令遵守の徹底について

4 月 23 日に日本郵便株式会社より、社内調査の結果、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条（点呼等）の規定に違反し、アルコール検査や点呼を適正に実施していないことが、全国約 3,200 営業所の 75%に当たる約 2,400 の営業所において確認された旨、国土交通省に報告があった。

輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であるが、安全確保の要である点呼を多くの営業所において適正に実施していなかったことは、事業者が法令遵守の意識が欠如していたものと言わざるを得ず、輸送の安全確保を揺るがしかねないものである。

については、トラックの安全確保の徹底を図るため、貴会傘下会員に対し、点呼の実施等の法令遵守の徹底が図られるよう、下記事項について、改めて、周知徹底を図りたい。

記

1. 事業者は、輸送の安全確保を再確認し、安全確保の原点に立った適正な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項について、改めて徹底すること。
 - （1）運行管理者もしくは補助者又は貨物軽自動車安全管理者（以下、運行管理者等という。）は、アルコール検査の実施等、法令に定められた点呼を確実に実施すること。
 - （2）事業者は、輸送の安全確保が自動車運送事業者の最大の使命であることを再認識し、貨物自動車運送事業法関係法令に定められた規定を確実に遵守するよう、運行管理者等を指導監督すること。